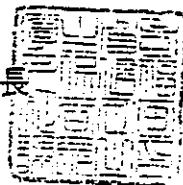


各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長



入所者が選定する特別な食事について

標記については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）（以下「運営基準」と総称する。）において、その提供に伴い必要となる費用の額を介護保険施設が受け取ることができるとされているところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 基本的考え方

（1）運営基準における規定

入所者又は入院患者（以下、「入所者等」という。）に提供される食事に関して多様なニーズがあることに対応して、入所者等が選定する特別な食事（以下「特別な食事」という。）を提供した場合に、その提供に必要となる費用の額について、妥当な範囲内で入所者等から支払を受けることができる。

（2）特別な食事の内容について

特別な食事については、基本食事サービス費の費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し特別な調理を行うなど、その内容が通常の基本食事サービス費の費用の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものでなければならないこと。

（3）入所者等への情報提供等について

特別な食事の提供は、予め入所者等へ十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、入所者等の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。また、特別な食事を提供する場合は、当該入所者等の身体状況に鑑み支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。

(4) 栄養量等について

特別な食事の提供を含め、栄養量については、当該介護保険施設においては、入所者等ごとに栄養記録を作成し、医師との連携の下に栄養士により個別的な医学的・栄養学的管理が行われることが望ましいこと。また、食堂、食器への配慮等食事の提供を行う環境の整備についても併せて配慮がなされていることが望ましいこと。

(5) 特別な食事以外の食事について

特別な食事を提供することによってそれ以外の食事の内容及び質を損なうことがないように配慮すること。

2 具体的取扱いについて

(1) 支払を受ける費用の額について

支払を受ける費用の額については、特別な食事を提供することに要した費用から基本食事サービス費相当額を控除した額に、標準負担額相当分を加えた、妥当な範囲内の額であること。

また、予め提示した金額以上に入所者等から支払を受けてはならないこと。

(2) 都道府県への報告

特別な食事の提供を行っている介護保険施設は、毎年7月1日現在の、その内容及び料金などの状況を都道府県知事に報告すること。

(3) 掲示

入所者等への情報提供に資するために、各施設内の見えやすいところに下記の内容について掲示するものとすること。またパンフレット等によりわかりやすく説明するなど、入所者等が自己の選択に基づき特定の日に予め特別のメニューの食事を選択できることにする。

イ 入所者等が選定する特別な食事を提供できること

当該施設で毎日、又は予め定められた日に、予め希望した入所者等に対して、入所者等の自己負担により入所者等が選定する特別な食事の提供を行えること。

ロ 入所者等が選定する特別な食事の内容及び料金

食事のメニューの一覧表、料金等